免許証などと同様に本人確認書類として使えます!



マイナンバーカードの

申請を窓口でお手伝いします

初回無料で取得できるマイナンバーカードの申請をぜひご検討ください。

1. 受付

申請に必要な書類を窓口に お持ちください。

(本人確認書類等)

2. オンライン申請の補助

窓口のタブレットを利用して 申請に使用する写真撮影等、 お手伝いをします。

3. カードを受け取る

申請したご本人が約1か月後に届く交付通知書(カード受け取りのお知らせ)と本人確認書類等を持って来庁してください。



午前8時30分~午後5時(土・日・祝日を除く) ※申請は20分ほどで終わります。

今後、マイナンバーカードは 保険証として利用できるよう になります!

病院



場 戸

茨城町役場 1階 町民課(1番窓□)



対象の方

初めてマイナンバーカードの申請をされる方を対象に、写真撮影を含むオンライン申請の お手伝いをします。手数料等はかかりません。

(銭=) 申請に必要な書類

▶本人確認書類

運転免許証、パスポートなど写真付きの公的証明書1点 ※写真付きの公的証明書がない方は、健康保険証や年金 手帳など、「氏名」、「生年月日」が記載されている書類 2点が必要です。



※申請書がない場合、窓口で発行ができますので、ご相 談ください。

写真付本人確認書類を持っていない方や、申請方法がわからない方など、 お気軽にお申しつけください。



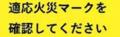
【問合せ先】町民課 ☎ 029-240-7111 (直通)

消防法令に基づいて設置されている旧規格の消火器は、 令和3年12月31日まで に交換が必要です!

消防法令に基づいて**消火器の設置が義務付けられている建物(店舗・工場などの事業所)**などにおいて、平成23年1月1日の規格省令改正により、既に型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは令和3年12月31日までです。

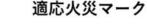
令和4年1月1日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いします。

●新旧規格消火器の見分け方





今後も設置可能です。







普通火災用

油火災用

電気火災用

●消火器の設置基準使用期限はおおむね10年です

見た目が新しく見える消火器でも、長い間設置していると経年で不具合が生じることがあります。メーカーが推奨する消火器の設計標準使用期限は製造よりおおむね10年(住宅用消火器はおおむね5年)です。

新規格の消火器の本体には「設計標準使用期限」が書かれています。設計標準使用期限が書かれていない消火器は旧規格ですので、早めの交換をお願いします。

ご家庭などに自主的に設置している消火器については、消防法令上の交換義務はありませんが、使用期限内での交換を推奨します。



●消火器の廃棄方法

ご不要の消火器は、廃棄の窓口となる「**特定窓口(消火器販売店など)**」または「**指定引取場所(メーカー営業所など)**」へお持ちください。お近くの窓口は、消火器リサイクル推進センターのホームページ (https://www.ferpc.jp) またはお電話 (☎ 03−5829−6773) でご確認できます。

消火器を買い替える場合には、ホームセンターなどでも廃消火器の引き取りを行っています。詳しいことはホームセンターなど、各店舗へ直接お問い合わせください。

※茨城町では粗大ごみや一般ごみとしての回収処分は一切行っておりません。また、消防本部でも消火器の引き取り・廃棄はできませんのでご注意ください。

【問合せ先】消防本部 ☎029-292-1515

5 2021.11 広報 しいばらき 4